

国民健康保険等の第三者行為求償事務の充実・強化を求める意見書(案)

交通事故など第三者(加害者)の行為が原因となる傷病の治療や介護保険サービスの利用(以下「治療等」という。)にかかる費用は、民法上の損害賠償の規定によりその加害者が負担することになる。

被害者がその治療等を保険給付として受ける場合は、国民健康保険、後期高齢者医療制度又は介護保険(以下「国民健康保険等」という。)の保険者は、損害賠償請求権を代位取得することになるが、一方で被保険者は「第三者行為による傷病届」(以下「傷病届」という。)を提出することが義務とされている。

この傷病届により第三者行為求償事務手続が進められるが、必ずしも傷病届が出されていない状況にあり、本来ならば加害者に求償できるはずの治療等にかかる費用を、国民健康保険等が負担することになり、保険財政を圧迫することとなる。

こうしたことから、国民健康保険と後期高齢者医療制度については、第三者行為求償強化のため、国主導の下、損害保険関係団体との間で傷病届の提出代行に関して締結していた覚書を、令和3年7月に再度締結し強化を図ったところであるが、強制力がないため未だ漏れがみられ、特に加害者自身やその同乗者が治療を要した場合の事故案件は漏れが多い。さらに効率的かつ確実に第三者に求償する必要がある。

よって、国におかれては、国民健康保険等の各保険給付の適正化を図り、健全な運営を確保するため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 第三者又は被害者から損害保険金の請求があれば、損害保険会社が傷病届の提出を代行するよう義務付けること。
- 2 損害保険会社が届けを怠った場合に罰則を設けるなど、漏れの生じない制度を設計すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二  
(提出者)

藤山 将材  
長坂 隆司  
奥村 規子  
多田 純一

(意見書提出先)  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣